

地域体育館における駐車場の整備及び管理運営事業者審査基準

＜審査方法＞

1 応募資格等審査

応募書類を受理された者が募集要項の「応募条件」を満たしていることを確認します。応募条件を満たしていないと判断された者は、失格となります。

2 総合審査

(1) 審査委員会の各委員は、1の応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、以下の審査項目に基づき採点します。

審査項目		主な視点	配点
貸付料及び収支計画、事業者の財務状況	①	本市に支払われる貸付料が十分に見込まれているか。	30
	②	事業者の財務内容が良好であるか。	10
駐車場整備	③	駐車スペース、車路等に余裕があり、通行ルートが分かりやすいか。	20
	④	施設の運営や利用者に配慮したうえで、的確に遂行できる体制やスケジュールとなっているか。（実現性）	10
	⑤	周囲の環境や景観等に配慮した提案であり、安全対策がなされているか。	10
駐車場運営管理	⑥	緊急時のトラブル等の対応を含め、業務の実施体制が十分で、本市及び指定管理者と連携できる体制となっているか。（個人情報の取扱いを含む。）	10
	⑦	運動施設の駐車場として求められる役割を理解した提案となっているか。	10
計			100

(2) 各委員の採点を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者の中から最も高い得点となった応募者を駐車場管理運営事業者として選定します。応募者が1者の場合でも、配点合計の6割以上の得点を取得していれば駐車場管理運営事業者として選定します。

また、全ての応募者が配点合計の6割に満たない場合は、駐車場管理運営事業者は「なし」とします。

(3) 合計得点が同点の場合は、①～⑤の合計点を比較して、高い得点となった応募者を駐車場管理運営事業者とします。

(4) 記載内容に不備があるなど、駐車場管理運営事業者として適当ではないと認められる場合は、選定しない場合があります。

＜失格要件＞

- ① 応募書類の内容が募集要項の示す要件を満たしていない場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ③ 審査期間中に、応募資格を喪失した場合
- ④ 総合審査において、審査項目のいずれか一つが「評価できない」とされた場合
- ⑤ その他不正行為があったと認められる場合